

次期京都市人権文化推進計画の策定について

1 位置付け

全市的な市政の基本方針である「京都市基本構想」、その具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示す「京都市基本計画（京プラン）」に基づく分野別計画として、本市が人権施策を推進するうえでの基本的な考え方を示すもの。

2 計画期間

平成 27（2015）年度から平成 36（2024）年度までの 10 年間

3 新たな計画の必要性

平成 26 年度末で現在の人権文化推進計画（以下「現計画」という。）が終了することに加え、京都市基本構想に掲げる「安らぎのある暮らし」を実現し、人権文化の息づくまちづくりをさらに推進していくために、現計画についての十分な評価・検証を行ったうえで、社会状況の変化に的確に対応した新たな計画を策定し、本市における人権施策をより総合的、効果的に推進していくことが必要であるため。

4 京都市人権文化推進懇話会における意見聴取

次期計画を策定するに当たっては、現計画の検証及び今日的な課題への対応など検討すべき内容が広範囲に亘ることから、十分な議論の時間を確保するために、懇話会の下に「次期京都市人権文化推進計画検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置し、あらかじめ論点を整理したうえで、原案を作成し、京都市人権文化推進懇話会の全体会議において意見を効率的に聴取する。

なお、検討部会は、現計画の三つの大きな柱である「人権教育・啓発」、「人権保障」、「人権相談・救済」の分野において、識見が深い委員により構成する。

検討部会構成メンバー（案）

（敬称略）

分野等	委員氏名	職業等
座 長	安藤 仁介	（公財）世界人権問題研究センター所長 京都市人権文化推進懇話会座長
教育・啓発	岩渕 信明	大谷大学文学部教授
保 障	矢野 昌浩	龍谷大学法学部教授
相談・救済	安保 千秋	弁護士

5 検討の視点

新計画の策定に当たっては、現計画策定時には想定されていなかった新たな課題だけでなく、今後 10 年間に想定される社会情勢の変化（高齢化の加速度的な進展や国際化の更なる推進による外国人・外国籍市民の増加など）を十分に踏まえたうえで、次の項目を中心として検討を進めることが必要となる。

- (1) 人権に関する基本的な考え方について
- (2) 各重要課題における新たな課題及びその対応について
- (3) 「教育・啓発」、「保障」、「相談・救済」の各分野における施策の見直しについて

6 今後のスケジュール

時期	全体会議	部会
平成 26 年 6 月	12 日 【第 1 回懇話会】 ○次期京都市人権文化推進計画の策定について ○人権に関する市民意識調査の結果について ○現京都市人権文化推進計画に関する取組の課題等について	【第 1 回部会】 →下旬頃 ○ 教育・啓発 を中心とした課題整理と推進方策
平成 26 年 7 月	【第 2 回懇話会】 →中旬頃 ○平成 25 年度取組実績報告 ○部会における検討結果を踏まえた議論	【第 2 回部会】 →月上旬頃 ○ 保障 , 相談・救済 を中心とした課題整理と推進方策 ○従来枠組ではとらえきれない新たな課題と推進方策
平成 26 年 8 月～9 月		【第 3 回部会】 ○中間まとめに向けた意見整理
平成 26 年 10 月	【第 3 回懇話会】 ○中間まとめ（案）について議論	
平成 26 年 11 月	中間まとめに対するパブリックコメントを実施 ※募集時及び終了時に市会（くらし環境委員会）に報告	
平成 26 年 12 月	【第 4 回懇話会】 ○最終まとめについて議論 <u>次期計画の策定</u> →下旬頃	